

## 平成23年度業務運営懇談会議事要旨

- 1 日時：平成24年2月24日（金）13：00～16：30
- 2 場所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部大会議室7階共用会議室2  
（さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟）
- 3 出席者：
  - ◎座長  
吉羽 雅昭 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事長
  - 外部委員  
伊藤 和敏 社団法人 日本農林規格協会 専務理事  
上園 孝雄 全国農業協同組合連合会 肥料農薬部長  
梅津 憲治 大塚化学株式会社 技術顧問  
大木 美智子 消費科学連合会 会長  
坂本 壽文 全国酪農業協同組合連合会 代表理事専務  
田島 眞 実践女子大学 生活科学部 教授  
中村 幸二 社団法人 日本植物防疫協会 技術顧問  
西尾 隆 独立行政法人 農業環境技術研究所 土壌環境研究領域長  
平石 冬樹 読売新聞東京本社 読者センター幹事  
矢野 秀雄 独立行政法人家畜改良センター 理事長  
山根 香織 主婦連合会 会長  
渡邊 昭彦 社団法人 日本広報協会 事務局長
  - 同席者  
竹原 敏郎 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事  
角谷 徳道 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事  
曾根 一人 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 理事  
倉橋 一博 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 監事  
碓井 憲男 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 監事（非常勤）  
片山 信浩 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 企画調整部長  
河本 幸子 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 消費安全情報部長  
関 和夫 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 規格検査部長  
森山 修実 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 表示監視部長  
大橋 史郎 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部長  
早川 泰弘 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 農薬検査部長

#### 4 議事概要：

##### (1) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの概要について

外部委員

国際関係業務におけるCodex等への対応について、日本特有の製品である豆乳などの大豆加工品等については、他の国でも規格を持っていたりするので、国際会議の場において日本の規格ができるだけ反映されるよう頑張っていたいただきたい。

事務局

中国が大豆製品の規格を提案していることは聞いている。これからも情報収集に努めていくとともに、できる限りJAS規格を反映できるよう検討して参りたい。

外部委員

資料において、「平成22年度は、緊急の対応について農林水産大臣の要請はなかった」とありますが、プロジェクトチームの設置では「東日本大震災による一省略プロジェクトチームを緊急的に立ち上げた」とあります。このことは、農林水産大臣からの要請には該当しないのか。また、そうだとするならばこのプロジェクトチームは自発的に立ち上げたのか。

事務局

農林水産大臣からの要請については基本的には法律に基づき、手続きが行われることとなるが、本件のように事件、事故等の迅速な対応が求められる場合は法律による手続きを経ず、農林水産省からの指示により対応したため、記載していない。

外部委員

私を含め一般の人の立場からすると、要請がなにもなかったと書かれていると不審に感じると思う。

外部委員

肥料の立入検査に関して、農家やJAからホームセンターで買った肥料の依頼検査が寄せられることがある。基本的には依頼検査はお断りしているが、以前引き受けて調べた結果、品質に問題があるものが多いようであった。特に輸入品について、依頼者から送られたもののうち半分以上は表示された成分を満たしていないという結果であった。送付されてきたサンプルであるため、偏った結果となっているかもしれないが、このような現状がある。ホームセンター等の肥料の検査等についてはどうお考えか。

事務局

当方が行っている立入検査の対象は事業所や倉庫であるため、基本的にはホームセンターで販売されている肥料についてもその製造元である事業者は対象となるはずである。ホームセンター自体を立入検査の対象として拡大することは望ましいが、そこまで手がまわっていない状況である。実際にそういった事例があるということであれば、農林水産省に相談し、対策を考える必要はあると考える。もし測定したデータがあれば、当方に見せていただきたい。

外部委員

2点ほど伺いたい。1点目に、食品表示の監視業務について、消費者庁との連携は、農林水産省を通じているのか、直接連携をとっているのか教えていただきたい。2点目に、相談業務について、昨年度で消費者相談業務を止め、企業相談のみとなり、企業等からの相談件数が2万件あったということだが、これは企業相談のみになったことにより、相談の質が上がる等の変化があったのか。また、消費者等からなにか要望があったのであればその辺りについて伺いたい。

事務局

FAMICは農林水産省と一体的に仕事をしているため、直接消費者庁とやりとりは行っていない。情報等のやりとりは農林水産省を通して行っている。

事務局

相談件数2万件のうち、食品に関する相談は減っているという状況である。これは、相談業務の縮小によりフリーダイヤルを廃止したことの影響が大きいのではないかと考えている。ただ、FAMICを信頼して問い合わせをいただいている消費者の方も多く消費者に対しては行政サービスの一環として丁寧に対応させていただいている。

外部委員

放射能関係の相談は多かったのか。

事務局

FAMICへの相談件数はあまり多くはなかった。

外部委員

計画では消費者相談専用電話は廃止となっているが実績として本当に廃止されたのか。また、第3期中期計画で手数料の見直しとあるが、具体的に何の手数料なのか。農薬や肥料の登録の際の手数料のことか。

事務局

相談業務の縮小によりフリーダイヤルを廃止し、消費者からの電話相談は行政サービスの一環として対応している。

事務局

手数料の見直しについて、農薬や肥料の登録料等の国で定めているものについては農林水産省に権限がある。今回見直しをしているのは講習や講師派遣の手数料である。これは独立行政法人においても自己収入を上げるように指示があったことから、その一環として手数料も適正に取るということになった。元々3独法で手数料がそれぞれ異なっていたので、これを機にこれまで無料だった講習会を有料にして、手数料をいただこうと検討しているところである。

外部委員

講習会の料金については理解した。農薬や肥料を登録した際には料金をとらないのか。

事務局

登録料は農薬や肥料等でそれぞれ決まっているが、我々には見直しの権限が

ないため行っていない。

事務局

補足だが、登録料は印紙収入として財務省に入るので、FAMICには関わりがない。講習会の費用はFAMICの自己収入として入るので今回それを見直したということである。

外部委員

依頼分析の費用は徴収できるが、登録料は国のものになっているということか。

事務局

登録自体は業務として農林水産省と我々とで一体的に行っているのですが、その費用については一括して国が管理している。

事務局

それが交付金としてFAMICに入ってくる。  
また、先ほどの消費者相談について、大きい目小さい目という広報誌の中でこれまで消費者相談電話と記載してあったが、閣議決定で消費者相談はFAMICの業務ではないとされたため、広報誌にも消費者相談電話とは明記せず、広報しなくなったということである。

外部委員

2点伺いたい。1点目は広報関係について、放射能や残留農薬について、マスコミを含めて国民が残留基準の意味をあまり理解していないと思われることがよくある。ADI（一日摂取許容量）に基づいて決められる残留基準を超えたものを1回でも摂取したらすぐに健康被害が出ると誤解して、恐怖を感じている人がいまだに多い。これは一生涯摂取し続けると健康被害がでるという意味である。FAMICにはこの正しい意味についての広報活動を何度も行っていただきたい。

2点目は調査研究業務について、すごくいい仕事をしていると思うがこれは実際の検査や登録業務にどれだけ反映されているのか。これについて説明がなかったなので、ご説明いただきたい。

事務局

研究段階によってはまだ使えないものもあるが、ウナギのDNA分析やネギの原産地判別等の応用研究の結果については、表示監視業務において実際に活用している。また、公表できるものについてはHPにおいてマニュアルを公表している。途中段階のものについても、学会なり学術誌に投稿している。またこの他、年次報告として各部で報告会等も行っている。

事務局

資料において、主な研究検査分析技術の概要が掲載されているのでご覧いただきたい。

外部委員

実際にその方法で運用しているのか

事務局	そうである。
外部委員	検査機関なので難しいことかもしれないが、放射能等の検査結果による風評被害を防ぐということについても御配慮いただきたい。
事務局	我々が検査するものは食品だけではなく、生産資材等もあり、一般論での話にはできない。しかし、委員がおっしゃる趣旨は理解するので、できる範囲で対応していきたい。
事務局	放射能の測定については、現在肥料及び飼料を主に行っている。そのデータはFAMICで公表するのではなく、農林水産省を通じて、県に送られ、県において公表するという形となっている。このように我々が直接データを公表して風評被害を出さないようにデータ公表の仕組みについては工夫されている。

## (2) 東日本大震災の対応について

外部委員	放射能の測定対象が肥飼料関係のみだが、何か理由があるのか。
事務局	1つとして、検査機器が限定されており台数が少ないことと、生産資材を検査するよう農林水産省からの指示があったことから、一般の農産物の検査は実施しなかった。
外部委員	私は埼玉県にいたときに狭山茶の担当をしていたが、以前、狭山茶から放射性物質が検出されて、販売停止となり、一番新しい荒茶は出回らなかったということがあった。その際に、お茶屋に話を聞いたところ、民間の分析機関に依頼をして、かなり大変な思いをしていたということであった。こういったケースでも、FAMICがすぐに対応していただけるとありがたかった。
事務局	気持ちとしては理解するが、FAMICでは農林水産省の指示に基づいて業務を行うこととなるため、独自で分析をすることはできない。また、国自らがサンプリングをするというスタイルはあまりなく、県が自分たちのところでは間に合わないという場合に、県から農林水産省に依頼し、農林水産省からFAMICに指示がある。そういう国からの指示が肥飼料関係に集中していたということである。
外部委員	一時期、各県で米の調査をするということになり全国的にパンクしそうになっていたことがあったが、その際はFAMICの方にも依頼するかもしれないということがあった。各県がいろいろな検査機関に依頼してなんとか調査を実施で

きたという事例もあった。

外部委員

放射能を測定するために、測定装置を整備したということだが、応援部隊や分析者の教育については実施したのか。

事務局

FAMICではチェルノブイリ事故の関係でゲルマニウム半導体検出器が導入され、飼料部門では現在も継続的に年に数件程度測定を実施しており、測定経験のある職員がいる。その者が中心となり、他の測定を行う職員に教育を行った。

測定データの信頼度を高く保つということにおいては、日常でも繰り返し精度の確認を行う等、研究機関の御指導をいただきながら必要な精度管理を実施している。

また、各県にも測定装置が導入されているので、放射能測定にかかる技術的な情報提供として、東北管内の測定者を対象とした講習会を実施している。

外部委員

基本的には県から農林水産省への依頼を通じて、FAMICで放射能の測定を行っているということだが、今後はどうなるのか。

事務局

昨日開催した飼料担当課長を集めた会議の場においても、同様の議論になり、農林水産省からも説明があったが、基本的には同じ圃場で何点かサンプリングをして測定する定点観測は続けていくこととなる。10年後、20年後についてはわからないが、来年度は先般、基準値が引き下げられた牛用の飼料の検査を行う予定である。また、牧草の関係だと、今後、春先からは来年度以降に給与される越冬用の粗飼料の検査が始まり、来年の秋以降は平成24年産の粗飼料の検査を行う予定である。一方で、ふすま等の配合飼料の原料のモニタリング検査も実施する。

肥料については、県からの依頼が全て届いておらず分析できていない状況であるので、その残った部分の分析をしばらく継続することとなる。

それら以外については、今以上に測定する対象の幅を広げるという可能性もあるので、そのための体制を整えている。

外部委員

堆肥はとてもセシウム含量が高く、現在農家は放射能が何千、何万ベクレルもする堆肥を仮置き場で貯蔵している状況である。また、腐葉土もかなりセシウム含量が高いので、今後これらがどのように変化していくのかということが肥料関係では大事であるため、FAMICにはそれらの追跡を行って欲しい。

また、今後は除染が進むので、除染後の牧草や土壌のセシウムがどれくらい減ったのかということの確認も大事になる。農林水産省の消費安全局はそういった情報を必要としていると思うので、そのデータを出すのはFAMICではないかと思う。お願いばかりで申し訳ないがよろしく御対応いただきたい。

事務局	<p>必要性は重々理解するが、県の方の分析体制が相当進んでおり、簡易スペクトロメーターでできるものは極力県で行ってもらうことになる。先ほど申し忘れていたが、測定する際の標準物質の作成も行っており、現在ふすまについて標準物質の調整を行っている。今後はこれを使用して、測定精度を高めるために活用をしていくことになる。また、今後はふすまだけでなく、稲わらの標準物質も作成することとなる。これらのことから、FAMICの業務は単なる検査分析というより、むしろ各県で行っている分析のアドバイスや技術的助言に重きをおかれるのではないかと思う。また、ゲルマニウム半導体検出器は非常に高価であるので、今後は簡易スペクトロメーターによる測定が中心となると思う。そのために、簡易スペクトロメーターによる測定の定量下限を引き下げるために、測定時間を長くする等の分析法の検討を行うことがFAMICに求められるのではないかと思う。</p>
外部委員	<p>FAMICに説明責任はないかもしれないが汚染のレベルを表す単位のベクレルと放射能の健康への影響を表すシーベルトの違いがどこでも説明されていない。私自身も十分に理解できていないが、この説明が全くないまま、基準自体が動いていることに不信感を感じている。ここの説明はどこが行うのか。農林水産省関係だとFAMICではないのか。</p>
事務局	<p>農林水産省や厚生労働省ではないか。</p>
外部委員	<p>広報誌にでも書いてもらえたらと思う。マスコミや新聞を読んでいても、なにも説明がなされないまま、基準を超えた超えないの議論がなされている。先ほども基準が低くなったとの話があったが、そんなに厳しくしてどれだけの意味があるのかわからない。消費者は基準が低ければ低いほど安心はするが、どれだけリスクがあるのか正しく理解していない人が多い気がしてならない。このことについては、ぜひともお願いしたい。</p>

(3) 独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針について

外部委員	<p>私は去年の4月に新聞社の読者センターにきて、読者からのいろいろな問い合わせに対応しているが、ここにきて改めて感じたことは、読者の食の安全に関する熱心な問い合わせが非常に多いということ。食の安全というものは分析結果の数値に基づく科学的な問題だと思うが、読者の食の安全に関する問い合わせの背景には、政府やメディアに対する不信がある。先程も話題になった放射能の基準の上げ下げについても、変更のたびに不信の声が多数寄せられた。安全性の判断基準が客観的で公正な検査に基づくものである以上、検査のプロである FAMIC の役割が今後ますます大きくなるだろう。また、新聞社のデータベースで FAMIC と検索してみると、読者からの問い合わせだと1件のみ</p>
------	--

外部委員	<p>であり、その内容もFAMICとはどう読むのかという内容であった。FAMICのホームページや発行物には「ファミック」の読み方が載るようになったが、国民の間に浸透するまで、今後も続けていただきたい。</p> <p>そもそも独立行政法人の位置づけ、例えばFAMICだと農林水産省との関係、役割についてもっと広報していく必要があると強く感じた。FAMICの場合は、その業務内容は国民向けというよりは企業向けのものだと思うが、やはり国民生活の安全を守るという点では、エンドユーザーである国民に関わっていると思う。このことから、企業と国民の両者に向けたコミュニケーションがもっと大切になると思う。</p> <p>また、最近広報の関係で他の農林水産関係の団体と関わるがあったが、その中で食品表示に関してFAMICと共同研究をし、DNA鑑定の判別のマニュアルがFAMICのHPに掲載されていると言われたので拝見したが、研究内容についてはもっと広く掲載していいように思った。また、マニュアルは関係者向けで細かいものだったので、素人の私を含め国民にわかりやすく情報提供していくことも大事になっていくと感じた。</p> <p>広報という意味においては、今後はインターネットが重要な手段になると思う。この世界は2、3年で新しい技術が開発され、次から次へと新しいツールが出てくる。新しいツールが出てきたからといって、ただ活用するのではなく、そういったツールをどういった目的で生かしていくのが大事だと思う。費用対効果の面でも、インターネット関連は非常に金額が下がってきており、いろんな情報を拡散するのにも適しているので、そういったことも上手に活用しながらエンドユーザーである国民にも正しくFAMICについて理解していただくことが今後大事になるのではないかと感じた。</p>
------	---

(4) 全体を通じてのご意見・要望等

外部委員	<p>FAMICにとって科学的な知見に基づく業務というのは最大のメリットだと思うので、そういう面を今後も大いに発揮していただきたい。また、難しいことかもしれないが、科学的な問題をよりわかりやすく国民へ伝えるための広報活動に力を注いで欲しい。</p> <p>特に消費者への食品表示の講習会は難しいということだったが、消費者と接触する機会のある消費生活センター等の自治体職員への講習は続けていき、科学的知見、食品とはどういうものかということをお伝え願いたい。そして、そういった方が消費者の方にわかりやすく伝えてほしいと思う。</p>
外部委員	<p>今日は具体的なデータを示しながら、FAMICが汗を流しながら努力している</p>

ということが拝見できて、感謝申し上げたい。2つだけ意見を申し上げたい。

1つは、最近農薬の登録が遅れ気味になっているように感じていること。登録内容の変更のみであっても従来より遅くなっていると感じている。たくさんの省庁が関係していることは理解するが、場農薬の早期登録をお願いしたい。

2つ目に、マイナー作物については国のご支援で解決してきているが最近新たに問題として出てきていることがある。マイナー作物に非常に登録がたくさんあるような農薬が廃止になることがあり、これによりマイナー作物で登録農薬がない状況が出てきつつある。ある程度マイナー作物対策は改善されたと思っていたが、このような新たな問題が出てきているのでご検討いただけたらと思う。

外部委員

すでに何度か申し上げているが、肥料、農薬、飼料、食品の検査、放射能等を含め非常によくやっけていただいている。ただ、先ほど申し上げたように、国民の目線に立った時に、この非常に偏差値の高い技術集団がやっていることの意味が国民が理解できるように広報することも役割だと思う。他の省庁との関係もあると思うが、インターネットで検索してもFAMICが多く出てくるようによろしくをお願いしたい。

外部委員

第3期中期目標・計画についてはこのように進めていただけたらと思う。

情報提供のご説明の際に、紙媒体も大切ということもあったが、広報誌の「大きな目小さな目」がとてもわかりやすく良いと思う。また広報誌の表紙にある「なんの花でしょう」が私達は非常に楽しみで、これが表紙にあることはとてもいいことだと思うので今後も続けていってほしい。

あと、これはFAMICとは直接関係ないかもしれないが、国民生活センター発行の「リーフレット暮らしの危険2011年12月号」の中で肥料用の消石灰を入れたバケツを持っていた農家の方が転んで失明したという記事があった。これを見て、やはり危険の表示は義務付けられるべきだと思った。農薬の登録検査を行うFAMICは我が国唯一の機関なので、ぜひそういったことも含めて国民のために考えていただけたらと思う。

外部委員

我々の組織でも工場で飼料を生産しているので、肥飼料安全法等に基づく検査を受けており、3法人の中の前肥飼料検査所にはお世話になっている。その中でFAMICから指摘を受けることがあり、大変重要なチェック機関であるので今後ご指導をお願いしたい。

役所からの指示による制約があるため大変であるが、私もFAMICがやっていることをもう少しわかりやすく表に出すべきだと思った。

要覧10ページのBSEに関して、プリオンが餌に起因することから、これはFAMICの大きな仕事の柱になった部分だと思う。私も全酪連で勤める前に、いろいろとご指導いただいていた。今でも牛の肉骨粉は毎年数十億円を使って処理をしているが、このことは肉骨粉をできるだけ使いたいと考えている業界団

体にとっては、必ずしもいいことではない。肉骨粉が飼料に混入しないように分けるための仕組みを作っていた中で、牛の肉骨粉が入っていない証明をするための検査方法を確立していただき、大変お役に立っていただいている。

いずれにしても、科学的な根拠に基づく安全についてきっちりとした対応をし、安心感を与えていただくことを今後ともやっていただきたい。

外部委員

最後の議題の独立行政法人の見直しにおいて、FAMICは現状通りで、国民生活センターは国へ移管することとなるそうだが、設備や人員においては比べものにならないくらいFAMICの方が優れていると思う。また、連携面において、今回の見直しによりこれまでのFAMICの業務がやりにくくなるのではないかと懸念している。そういう面からも、食品関係の分析等に対するFAMICへの期待が高まっており、国民生活センターでできないこと十分にやっていただきたいと思う。

また、国際化への対応で、いつの間にかCodexで規格が決められていたということにならないよう情報収集に努めていただきたい。

外部委員

現場をかなり考慮されて、きちんと色々な仕事をしているということがわかったので、今後ともその姿勢でよろしく願いたい。

昔から農薬登録業務を中心として、調査研究も地道にやられており、それを各方面に情報発信していることから今後ともよろしくお願ひしたい。

講演について、先ほど手数料の見直しの話があったが、やはり広報の面からすると、周囲に情報発信をする重要な機会となると思うのでもう少し費用の面も含めて、頼みやすくなるようご検討いただきたい。

外部委員

第3期中期目標の中で、調査研究の充実が謳われているが、大学や研究機関等との共同試験により研究結果を充実させるという面では我々のような研究開発型の独立行政法人と同じである。違いとしては、我々は研究の自由度が大きい、FAMICのような行政執行法人は研究に対する法人の裁量が小さく、研究の範囲が限定されてしまうということである。

これに関連して気になったこととして、通則法の改定において、単年度毎の目標管理のもとに効率的な業務運営を図っていくということだが、研究で成果をあげるためには長期的な視点や計画が必要になると思うので、単年度毎だと今後研究で成果をあげていくことが難しくなるのではないかと感じる。このあたりについて考慮していただきたい。

外部委員

私が以前、北関東の支局で取材していた頃、保険金目的殺人や自殺などで農薬が使用される事件が相次いだ。農薬を悪ふざけで飲ませたケースもあった。いずれのケースも、農薬を中和する薬がないため、飲んだ人は病院に運ばれても大半が亡くなった。この農薬は決して特殊なものではなく、除草剤として多くの農家が使っていたものだった。このようなニュースをきっかけに私は農薬

に興味を持った。こういったことが起こる原因としては、一般の人に農薬に関する正確な知識がないことがまず挙げられる。FAMICの役割として、農薬についての知識の普及も期待したい。今後は誤って農薬を飲んでしまっても中和できる薬がある農薬のみが登録されるようになれば理想的だと思う。

外部委員

FAMICは肥飼料、農薬という農業の生産資材の安全性を担保、監視するという組織なので、国内で安全な農産物を作るということでは非常に基盤的な仕事をしている。これからの日本の農業は安全で高品質なものを作ることが大事になってくることと、さらにFAMICではJAS規格や表示も担っているのでこの仕事は続いていくだろうと思う。他の委員から広報が大事とのご意見があったが、農林水産行政の中での裏方の働きは大事なので情報発信をしていくことは重要だと思う。日本が借金をかかえているため、独立行政法人がいつも真っ先に縮減、削減等の対象となる中、今後若い職員が悠々と働くためにはFAMICの仕事の存在意義を示していくことが必要だと思う。

外部委員

放射能汚染の問題でいろいろとご意見が出たが、私は福島県をはじめとする生産者、食品メーカー及び消費者も大変な被害者だと思っている。震災後の政府の放射能汚染に関する説明や、安全宣言が出た後に出荷停止があったこと等が消費者の食品に対する不安に大きく影響を与えたのではないかと思う。情報の出し方とは本当に慎重であるべきで、大事だと思った。FAMICの方々には安全を伝えるとともに、科学を正しくわかりやすく伝えることで社会に貢献し、信頼される機関であって欲しいと思う。

外部委員

FAMICの大半の業務は法律に基づいて行っており、FAMICが独自で検査してデータの公表等ができない等と様々な制約がある中で唯一FAMICが自由にできることは広報である。もちろん広報活動とは地道な研究や業務があって成り立つものではあるが、法の規制、本省からの指示や制約もなく、自分達で自分達が行っている社会貢献を広く世間にコミュニケーションできる手段である。これにより、FAMICに対する世間の評価は変わる要素が強いと思う。見直し等の中で生き残るためには自分達のやっていることを強く世間に対して理解、信頼してもらうことが、自分達の誇りにもなるので、今後も広報活動を続けていってほしいと思う。

事務局

本日はお忙しい中、長時間広範囲にわたってご議論いただきありがとうございます。1つ1つに対してコメントをする時間はないが、本日いただいたご意見を整理し、どのように活かして展開していくか検討し、委員の皆様にごフィードバックしていきたい。食の安全が非常に危なくなっている中で、FAMICの役割をしっかりと認識して、業務を進めていきたい。今後組織や制度の見直しでどうなるかわからないが、農林水産省と調整しながら私達の主張を伝えていきたい。ぜひ今後もご指導願いたい。

(以上)

---